

「中山間盛り上げ隊」隊員募集要領

中山間地域では、過疎化・高齢化の著しい進行により、集落における草刈り等の共同作業や地域行事、伝統芸能等の維持・運営を行う担い手の確保が大きな課題となっています。

このため、中山間地域でボランティア活動を行う「中山間盛り上げ隊」を組織し、中山間地域の集落及び市町村等（以下「集落等」という。）からの要請に応じて、集落等の行う各種活動を支援するとともに、これらの支援活動を通じて中山間地域の住民と都市住民との交流を推進する取組を実施します。

中山間盛り上げ隊は、県が推進する「中山間地域をみんなで支える県民運動」における取組の一つです。

1 募集条件

次の条件をすべて満たす個人又は団体（家族、企業、学校、グループ等）とします。

- ・ 中山間地域での支援活動に興味を有すること。
- ・ 下記2「主な活動内容」に例示する活動に対応が可能であること。
- ・ 小学生以上であること。
- ・ 県が中山間盛り上げ隊の管理・運営を委託した団体（以下「事務局」という。）と電子メールにより連絡ができること。

特別な資格や技能は必要ありません。

2 主な活動内容

活動の内容は、中山間地域の集落等から要請のあった活動とします。

支援活動は基本的には日帰り程度で、内容は次に例示するものを予定しています。

- ア 集落道の草刈り、用水路の清掃等の環境保全活動
- イ 山水利用の集落における水源地の管理
- ウ 農作業の手伝い
- エ 植栽・下刈り等の森林保全活動
- オ 鳥獣害防除ネットの設置等の鳥獣害対策
- カ 伝統芸能の実施サポート
- キ 集落の祭り又は地域行事の運営補助
- ク 集落等で作られた特産品のPR活動
- ケ その他集落等の維持・活性化を図る上で必要な活動

3 隊員登録から支援活動実施までの流れ

事務局が集落等と隊員との支援活動内容の連絡調整等を行います。

隊員の登録

活動を希望される個人又は団体は、予め登録が必要になります（詳細については下記7「応募方法」をご覧ください）。隊員登録後、事務局から隊員登録完了のメールを送信します。

また、詳しい参加方法等を記載した隊員マニュアルを郵送します。

支援活動参加の申込み

中山間地域の集落等から隊員への支援依頼がある度に、事務局から作業日程、活動内容等について電子メールでお知らせしますので、参加を希望する場合は事務局に連絡してください。団体登録隊員については、団体の連絡担当者を通じてお知らせします。

支援活動参加隊員の決定

参加の申込みのあった隊員の中から、支援活動参加隊員を事務局において決定し、電子メールにてお知らせします。その際、集合時間、集合場所等を御案内します。

保険への加入手続

事務局で支援活動に参加する隊員のボランティア保険の加入手続を行います。

支援活動に参加する隊員が団体の場合は、実際に参加する個々の構成員の加入手続を行いますので、支援活動当日の参加者を事務局に連絡してください。

支援活動の実施

隊員は、依頼のあった支援活動を行う現地に各自集合し、現地で事務局から活動に係る説明を受けます。集落等から依頼のあった支援活動に従事し、支援活動の終了後は現地解散となります。なお、初めて支援活動に参加される隊員には、支援活動当日に隊員証及び帽子をお渡しします。

4 活動経費の負担

- ・ 無償の支援活動のため日当等は支給されません。
- ・ 交通費及び食費は参加者の自己負担となります。また、作業に必要な作業服、道具等が必要となる場合があります。

5 保険

支援活動に参加される隊員（団体にあつては、実際に支援活動に参加する構成員）は、ボランティア活動保険に加入するものとし、保険料は事務局が負担します。

6 募集人数及び参加条件

募集する隊員の人数制限はありません。ただし、集落等の支援活動への参加者数は、集落等からの要請のあった人数となりますので、参加希望があっても派遣できない場合があります。

18歳未満の子どもについては、保護者又は教員等の同伴参加がある場合に限り支援活動への参加を可能とします。

ただし、支援活動の内容によっては、参加できない場合もあります。

7 応募方法

別紙登録申込書（個人で登録申込を希望される場合は様式1、団体で登録申込を希望される場合は様式2）に必要事項を記入の上、事務局まで郵送若しくは電子メール又はファックスにより提出してください。また、県庁ホームページ又は「宮崎中山間ネット」中山間盛り上げ隊のページ内の専用応募フォームでの応募も可能です。

8 個人情報等の取扱い

登録した個人情報（氏名、年齢、生年月日、住所、連絡先、メールアドレス等）及び団体に関する情報は事務局が管理し、支援活動の案内等の連絡調整等に使用し、それら以外の目的では使用しません。

また、支援活動状況等については、県広報及び県庁ホームページ等で紹介する場合があります。

9 登録の取消

次の場合には登録を取り消すことができるものとします。

本人又は団体から登録取消の申し出があったとき。

登録隊員が以下の行為を行ったと認められるとき。

- (1)法令に反すると認められる場合
- (2)公序良俗に反すると認められる場合
- (3)犯罪的行為を誘発すると認められる場合
- (4)第三者に損害又は不利益を与えると認められる場合
- (5)第三者を誹謗中傷していると認められる場合
- (6)政治、宗教、営利を目的とする行為を行っているときと認められる場合
- (7)その他、隊員として相応しくない行動を行った場合

連絡不能となったとき。

取り消した場合は、その旨を通知します。

10 免責事項

県は、中山間盛り上げ隊の隊員が、その活動中に被った損害及び中山間盛り上げ隊の隊員による故意又は悪質な行為により生じた損害について、その責任を負いません。

附 則

（実施期日）

この要領は、平成27年4月1日から実施する。